

健生発 0927 第 1 号
令和 6 年 9 月 27 日

都道府県知事
保健所設置市長
特別区長
厚生労働省各地方厚生局長

殿

厚生労働省健康・生活衛生局長
(公 印 省 略)

「農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続規程」の一部
改正について

今般、「農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続規程」(令和 2 年 4 月 1 日付け財務大臣・厚生労働大臣・農林水産大臣決定)について、令和 6 年 10 月 1 日から適合施設に係る手数料の電子納付が開始すること及び令和 7 年 4 月 1 日から輸出証明書に係る手数料の納付が開始することを受け、下記のとおり改正しますので、御了知の上、対応方よろしくお願ひします。

また、関係事業者への周知等について特段の御配慮をお願ひします。

記

輸出証明書の発行を受けようとする者又は適合施設の認定を受けようとする者が電子申請を行い、収入印紙で手数料を納付する場合に使用できる様式を定める。

農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続規程

令和2年4月1日（最終改正：令和6年9月30日）
財務大臣・厚生労働大臣・農林水産大臣決定

農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第57号。以下「法」という。）、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律施行規則（令和2年財務省・厚生労働省・農林水産省令第1号。以下「主務省令」という。）及び農林水産省関係農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律施行規則（令和2年農林水産省令第22号）の規定に基づき、輸出証明書の発行、適合区域の指定及び適合施設の認定並びに登録発行機関及び登録認定機関の登録に係る手続を次のとおり定める。

第1 輸出証明書の発行に関する手続

1 主務大臣による輸出証明書の発行

- (1) 法第15条第1項の規定に基づき主務大臣が行う輸出証明書の発行に関する手続は、農林水産物又は食品の種類ごとに、別表1の輸出証明書の発行の欄に掲げる別紙に定めるとおりとする。（主務省令第3条関係）
- (2) 法第15条第1項の規定に基づき主務大臣から輸出証明書の発行を受けようとする者が、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号。以下「情報通信技術活用法」という。）第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して申請を行う場合であって、法第15条第4項の規定に基づく手数料を収入印紙で納付しようとするときは、別添様式1（手数料納付様式）に収入印紙を貼付し、（1）に規定する別紙ごとに定める申請書の提出先に提出するものとする。ただし、（1）に規定する別紙において定められた様式等がある場合は当該様式等を用いること。（主務省令第3条関係）
- (3) 主務大臣は、法第53条第1項の規定に基づき、主務大臣から輸出証明書の発行を受けた者に対し、必要な報告の徴収、事業所等への立入調査、職員への質問等を行うことができる。
- (4) 主務大臣から輸出証明書の発行を受けた者が、主務大臣による報告の徴収等について、忌避、虚偽の答弁等をしたときは、主務大臣は、法第53条第5項の規定に基づき、自らが行った輸出証明書の発行を取り消すことができる。

2 都道府県知事等による輸出証明書の発行

- (1) 法第15条第2項の規定に基づき都道府県知事又は保健所を設置する市若しくは特別区の長（以下「都道府県知事等」という。）が行う輸出証明書の発行に関する手続は、農林水産物又は食品の種類ごとに、別表2の輸出証明書の発行の欄に掲げる別紙に定めるとおりとする。（主務省令第5条関係）

- (2) 主務大臣又は都道府県知事等は、法第 53 条第 1 項又は第 2 項の規定に基づき、都道府県知事等から輸出証明書の発行を受けた者に対し、必要な報告の徴収、事業所等への立入調査、職員への質問等を行うことができる。
- (3) 都道府県知事等から輸出証明書の発行を受けた者が、主務大臣又は都道府県知事等による報告の徴収等について、忌避、虚偽の答弁等をしたときは、都道府県知事等は、法第 53 条第 5 項の規定に基づき、自らが行った輸出証明書の発行を取り消すことができる。
- (4) 都道府県知事等は、輸出証明書の取消しを行った場合は、別添様式 2 により、遅滞なく主務大臣にその旨を報告するものとする。ただし、(1) に規定する別紙において定められた様式等がある場合は当該様式等を用いること。(主務省令第 57 条関係)

3 登録発行機関による輸出証明書の発行

- (1) 法第 15 条第 3 項の規定に基づき登録発行機関が行う輸出証明書の発行に関する手続は、輸出証明書の種類ごとに、別表 3 の輸出証明書の発行の欄に掲げる別紙に定めるとおりとする。(主務省令第 6 条関係)
- (2) 主務大臣は、法第 53 条第 1 項の規定に基づき、登録発行機関から輸出証明書の発行を受けた者に対し、必要な報告の徴収、事業所等への立入調査、職員への質問等を行うことができる。

4 主務大臣

法第 15 条第 1 項（輸出証明書の発行に関する手続に係る部分を除く。）及び第 53 条（輸出証明書の発行に関する事項に限る。）における主務大臣は、別表 1、別表 2 及び別表 3 の輸出証明書の発行の欄に掲げる別紙ごとにそれぞれ定めるとおりとする。(主務省令第 55 条関係)

5 その他

1 から 3 までに定める輸出証明書の申請・発給は、別に定める場合を除き、一元的な輸出証明書発給システムにより行うこと。

第 2 適合区域の指定に関する手続

1 主務大臣による適合区域の指定

法第 16 条第 1 項及び第 3 項の規定に基づき主務大臣が行う適合区域の指定及びその定期的な確認並びに同条第 4 項の規定に基づく指定の取消し等に関する手続は、農林水産物又は食品の種類ごとに、別表 1 の適合区域の指定の欄に掲げる別紙に定めるとおりとする。(主務省令第 10 条及び第 13 条関係)

2 都道府県知事等による適合区域の指定

- (1) 法第 16 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき都道府県知事等が行う適合区域の指定

及びその定期的な確認並びに同条第4項の規定に基づく指定の取消し等に関する手続は、農林水産物又は食品の種類ごとに、別表2の適合区域の指定の欄に掲げる別紙に定めるとおりとする。(主務省令第12条及び第13条関係)

- (2) 都道府県知事等は、適合区域の指定若しくはその取消し又は当該適合区域の変更を行った場合は、法第16条第5項の規定に基づき、別添様式3により、1か月以内に主務大臣にその旨を報告するものとする。ただし、(1)に規定する別紙において定められた様式等がある場合は当該様式等を用いること。(主務省令第14条関係)

3 主務大臣

法第16条(適合区域の指定及び確認に関する手続に係る部分を除く。)における主務大臣は、別表1及び別表2の適合区域の指定の欄に掲げる別紙ごとにそれぞれ定めるとおりとする。(主務省令第55条関係)

第3 適合施設の認定に関する手続

1 主務大臣による適合施設の認定

- (1) 法第17条第1項及び第4項の規定に基づき主務大臣が行う適合施設の認定及びその定期的な確認並びに同条第5項の規定に基づく認定の取消し等に関する手続は、農林水産物又は食品の種類ごとに、別表1の適合施設の認定の欄に掲げる別紙に定めるとおりとする。(主務省令第16条及び第21条関係)
- (2) 法第17条第1項の規定に基づき主務大臣から施設の認定を受けようとする者が、情報通信技術活用法第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して申請を行う場合であって、法第17条第8項の規定に基づく手数料を収入印紙で納付しようとするときは、別添様式1(手数料納付様式)に収入印紙を貼付し、(1)に規定する別紙ごとに定める申請書の提出先に提出するものとする。ただし、(1)に規定する別紙において定められた様式等がある場合は当該様式等を用いること。(主務省令第16条関係)
- (3) 主務大臣は、法第53条第1項の規定に基づき、主務大臣から認定を受けた適合施設の設置者等に対し、必要な報告の徴収、事業所等への立入調査、職員への質問等を行うことができる。
- (4) 主務大臣から認定を受けた適合施設の設置者等が、主務大臣による報告の徴収等について、忌避、虚偽の答弁等をしたときは、主務大臣は、法第53条第5項の規定に基づき、自らが行った適合施設の認定を取り消すことができる。

2 都道府県知事等による適合施設の認定

- (1) 法第17条第2項及び第4項の規定に基づき都道府県知事等が行う適合施設の認定及びその定期的な確認並びに同条第5項の規定に基づく認定の取消し等に関する手続は、農林水産物又は食品の種類ごとに、別表2の適合施設の認定の欄に掲げる別紙に定めるとおりとする。(主務省令第18条及び第21条関係)

- (2) 主務大臣又は都道府県知事等は、法第 53 条第 1 項又は第 2 項の規定に基づき、都道府県知事等から認定を受けた適合施設の設置者等に対し、必要な報告の徴収、事業所等への立入調査、職員への質問等を行うことができる。
- (3) 都道府県知事等から認定を受けた適合施設の設置者等が、主務大臣又は都道府県知事等による報告の徴収等について、忌避、虚偽の答弁等をしたときは、都道府県知事等は、法第 53 条第 5 項の規定に基づき、自らが行った適合施設の認定を取り消すことができる。
- (4) 都道府県知事等は、適合施設の認定又はその取消しを行った場合は、法第 17 条第 6 項（法第 53 条第 6 項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、別添様式 4 により、1 か月以内に主務大臣にその旨を報告するものとする。ただし、(1) に規定する別紙において定められた様式等がある場合は当該様式等を用いること。（主務省令第 22 条関係）

3 登録認定機関による適合施設の認定

- (1) 法第 17 条第 3 項及び第 4 項の規定に基づき登録認定機関が行う適合施設の認定及びその定期的な確認並びに同条第 5 項の規定に基づく認定の取消し等に関する手続は、農林水産物又は食品の種類ごとに、別表 4 に掲げる別紙に定めるとおりとする。（主務省令第 20 条及び第 21 条関係）
- (2) 主務大臣は、法第 53 条第 1 項の規定に基づき、登録認定機関から認定を受けた適合施設の設置者等に対し、必要な報告の徴収、事業所等への立入調査、職員への質問等を行うことができる。
- (3) 登録認定機関は、適合施設の認定又はその取消しを行った場合は、法第 17 条第 6 項の規定に基づき、別添様式 4 により、1 か月以内に主務大臣にその旨を報告するものとする。ただし、(1) に規定する別紙において定められた様式等がある場合は当該様式等を用いること。（主務省令第 22 条関係）

4 主務大臣

法第 17 条（適合施設の認定及び確認に関する手続に係る部分を除く。）及び第 53 条（適合施設の認定及び確認に関する事項に限る。）における主務大臣は、別表 1、別表 2 及び別表 4 の適合施設の認定の欄に掲げる別紙ごとにそれぞれ定めるとおりとする。（主務省令第 55 条関係）

5 その他

1 から 3 までに定める適合施設の認定に係る手続きは、別に定める場合を除き、一元的な輸出証明書発給システムにより行うこと。

第 4 登録発行機関及び登録認定機関の登録等に関する手続

1 登録発行機関の登録等に関する手続

法第5章第2節に規定する登録発行機関の登録の申請、登録発行機関の業務を適確に行うための基準、登録発行機関の発行に関する業務の方法に関する基準、登録発行機関の業務規程の規定事項その他の登録発行機関の登録等の手続に関する事項は、別添1に定めるとおりとする。(主務省令第24条から第35条まで関係)

2 登録認定機関の登録等に関する手続

法第5章第3節に規定する登録認定機関の登録の申請、登録認定機関の業務を適確に行うための基準、登録認定機関の認定等に関する業務の方法に関する基準、登録認定機関の業務規程の規定事項その他の登録認定機関の登録等の手続に関する事項は、別添2に定めるとおりとする。(主務省令第36条から第47条まで関係)

第5 留意事項

主務大臣及び都道府県知事等は、法第11条から第13条までの規定に基づき、事業者が行う輸出のための取組を促進するため、相互に連携を図りながら協力し、輸出証明書の発行等に必要の手続の整備、事業者への情報の提供及び助言等に努めなければならない。

第6 改正手続

- 1 別表1から別表4までに掲げる別紙の規定については、当該別紙ごとにそれぞれ定める主務大臣及び農林水産大臣が改正することができるものとする。
- 2 別表1から別表4まで、別紙リスト並びに別添1及び別添2の規定については、農林水産大臣が単独で改正することができるものとする。

附 則

当面の間は、一元的な輸出証明書発給システムによらない従来の方法による申請等も受け付ける。

別添様式1

年 月 日

(申請書に記載の日付を記載すること)

宛

(別紙ごとに定める申請書の提出先を記載すること)

申請者 住所
氏名
電話番号
申請番号

(法人にあつては、その所在地、名称及び代表者の氏名)

輸出証明書の発行又は適合施設の認定に係る収入印紙の貼付

収入印紙貼付欄

(手数料に相当する額の収入印紙を貼付。消印をしないこと。)

財務大臣
厚生労働大臣
農林水産大臣

都道府県知事又は保健所設置市
若しくは特別区の長

輸出証明書の取消しの報告について

農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律施行規則第57条の規定に基づき、下記のとおり輸出証明書の取消しについて報告します。

記

輸出証明書の種類	輸出先国	農林水産物又は食品の種類	輸出証明書の発行及びその取消しを受けた者		取消しの理由
			名称	住所	

厚生労働大臣

農林水産大臣

都道府県知事又は保健所設置市
若しくは特別区長の長

適合区域の [指定・取消し・変更] の報告について

農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律第 16 条第 5 項の規定に基づき、下記のとおり適合区域の [指定・取消し・変更] について報告します。

記

区域名称	番号	住所	指定日・取消し日・変更日	取消し又は変更の理由*

*取消し又は変更の場合に記入すること。

(注) 必要に応じ、表の幅を調整して差し支えない。

厚生労働大臣

農林水産大臣

都道府県知事又は保健所設置市若しくは
特別区の長

登録認定機関の氏名（法人の場合にあって
は登録認定機関の名称及び代表者の氏名）

適合施設の [認定・取消し] の報告について

農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律第 17 条第 6 項（第 53 条第 6 項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、下記のとおり適合施設の [認定・取消し] について報告します。

記

申請者の氏名及び住所 （法人にあってはその 名称及び所在地）	施設の名称及び 所在地	認定番号	認定日・取 消し日	取消しの理由*

*取消しの場合に記入すること。

（注）必要に応じ、表の幅を調整して差し支えない。

農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続規程 新旧対照表（主な変更部分のみ抜粋）

改正後	改正前
<p data-bbox="264 258 994 290">農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続規程</p> <p data-bbox="474 354 1106 430">令和 2 年 4 月 1 日（最終改正：令和 6 年 <u>9 月 30 日</u>） 財務大臣・厚生労働大臣・農林水産大臣決定</p> <p data-bbox="152 539 1106 842">農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第 57 号。以下「法」という。）、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律施行規則（令和 2 年財務省・厚生労働省・農林水産省令第 1 号。以下「主務省令」という。）及び農林水産省関係農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律施行規則（令和 2 年農林水産省令第 22 号）の規定に基づき、輸出証明書の発行、適合区域の指定及び適合施設の認定並びに登録発行機関及び登録認定機関の登録に係る手続を次のとおり定める。</p> <p data-bbox="152 906 613 938">第 1 輸出証明書の発行に関する手続</p> <p data-bbox="183 954 640 986">1 主務大臣による輸出証明書の発行</p> <p data-bbox="197 1002 1106 1123">(1) 法第 15 条第 1 項の規定に基づき主務大臣が行う輸出証明書の発行に関する手続は、農林水産物又は食品の種類ごとに、別表 1 の輸出証明書の発行の欄に掲げる別紙に定めるとおりとする。（主務省令第 3 条関係）</p> <p data-bbox="197 1139 1106 1442"><u>(2) 法第 15 条第 1 項の規定に基づき主務大臣から輸出証明書の発行を受けようとする者が、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成 14 年法律第 151 号。以下「情報通信技術活用法」という。）第 6 条第 1 項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して申請を行う場合であって、法第 15 条第 4 項の規定に基づく手数料を収入印紙で納付しようとするときは、別添様式 1（手数料納付様式）に収入印紙を貼付し、(1) に規定する別紙ごとに定める申請書の提出先に提出するものと</u></p>	<p data-bbox="1240 258 1971 290">農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続規程</p> <p data-bbox="1460 354 2092 430">令和 2 年 4 月 1 日（最終改正：令和 6 年 <u>9 月 4 日</u>） 財務大臣・厚生労働大臣・農林水産大臣決定</p> <p data-bbox="1137 539 2092 842">農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第 57 号。以下「法」という。）、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律施行規則（令和 2 年財務省・厚生労働省・農林水産省令第 1 号。以下「主務省令」という。）及び農林水産省関係農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律施行規則（令和 2 年農林水産省令第 22 号）の規定に基づき、輸出証明書の発行、適合区域の指定及び適合施設の認定並びに登録発行機関及び登録認定機関の登録に係る手続を次のとおり定める。</p> <p data-bbox="1137 906 1599 938">第 1 輸出証明書の発行に関する手続</p> <p data-bbox="1169 954 1626 986">1 主務大臣による輸出証明書の発行</p> <p data-bbox="1182 1002 2092 1123">(1) 法第 15 条第 1 項の規定に基づき主務大臣が行う輸出証明書の発行に関する手続は、農林水産物又は食品の種類ごとに、別表 1 の輸出証明書の発行の欄に掲げる別紙に定めるとおりとする。（主務省令第 3 条関係）</p> <p data-bbox="1182 1139 1254 1171">（新設）</p>

する。ただし、(1)に規定する別紙において定められた様式等がある場合は当該様式等を用いること。(主務省令第3条関係)

(3) 主務大臣は、法第53条第1項の規定に基づき、主務大臣から輸出証明書の発行を受けた者に対し、必要な報告の徴収、事業所等への立入調査、職員への質問等を行うことができる。

(4) 主務大臣から輸出証明書の発行を受けた者が、主務大臣による報告の徴収等について、忌避、虚偽の答弁等をしたときは、主務大臣は、法第53条第5項の規定に基づき、自らが行った輸出証明書の発行を取り消すことができる。

2 都道府県知事等による輸出証明書の発行

(1) 法第15条第2項の規定に基づき都道府県知事又は保健所を設置する市若しくは特別区の長（以下「都道府県知事等」という。）が行う輸出証明書の発行に関する手続は、農林水産物又は食品の種類ごとに、別表2の輸出証明書の発行の欄に掲げる別紙に定めるとおりとする。（主務省令第5条関係）

(2) 主務大臣又は都道府県知事等は、法第53条第1項又は第2項の規定に基づき、都道府県知事等から輸出証明書の発行を受けた者に対し、必要な報告の徴収、事業所等への立入調査、職員への質問等を行うことができる。

(3) 都道府県知事等から輸出証明書の発行を受けた者が、主務大臣又は都道府県知事等による報告の徴収等について、忌避、虚偽の答弁等をしたときは、都道府県知事等は、法第53条第5項の規定に基づき、自らが行った輸出証明書の発行を取り消すことができる。

(4) 都道府県知事等は、輸出証明書の取消しを行った場合は、別添様式2により、遅滞なく主務大臣にその旨を報告するものとする。ただし、(1)に規定する別紙において定められた様式等がある場合は当該様式等を用いること。（主務省令第57条関係）

(2) 主務大臣は、法第53条第1項の規定に基づき、主務大臣から輸出証明書の発行を受けた者に対し、必要な報告の徴収、事業所等への立入調査、職員への質問等を行うことができる。

(3) 主務大臣から輸出証明書の発行を受けた者が、主務大臣による報告の徴収等について、忌避、虚偽の答弁等をしたときは、主務大臣は、法第53条第5項の規定に基づき、自らが行った輸出証明書の発行を取り消すことができる。

2 都道府県知事等による輸出証明書の発行

(1) 法第15条第2項の規定に基づき都道府県知事又は保健所を設置する市若しくは特別区の長（以下「都道府県知事等」という。）が行う輸出証明書の発行に関する手続は、農林水産物又は食品の種類ごとに、別表2の輸出証明書の発行の欄に掲げる別紙に定めるとおりとする。（主務省令第5条関係）

(2) 主務大臣又は都道府県知事等は、法第53条第1項又は第2項の規定に基づき、都道府県知事等から輸出証明書の発行を受けた者に対し、必要な報告の徴収、事業所等への立入調査、職員への質問等を行うことができる。

(3) 都道府県知事等から輸出証明書の発行を受けた者が、主務大臣又は都道府県知事等による報告の徴収等について、忌避、虚偽の答弁等をしたときは、都道府県知事等は、法第53条第5項の規定に基づき、自らが行った輸出証明書の発行を取り消すことができる。

(4) 都道府県知事等は、輸出証明書の取消しを行った場合は、別添様式1により、遅滞なく主務大臣にその旨を報告するものとする。ただし、(1)に規定する別紙において定められた様式等がある場合は当該様式等を用いること。（主務省令第57条関係）

<p>3 登録発行機関による輸出証明書の発行</p> <p>(1) 法第 15 条第 3 項の規定に基づき登録発行機関が行う輸出証明書の発行に関する手続は、輸出証明書の種類ごとに、別表 3 の輸出証明書の発行の欄に掲げる別紙に定めるとおりとする。(主務省令第 6 条関係)</p> <p>(2) 主務大臣は、法第 53 条第 1 項の規定に基づき、登録発行機関から輸出証明書の発行を受けた者に対し、必要な報告の徴収、事業所等への立入調査、職員への質問等を行うことができる。</p> <p>4 主務大臣</p> <p>法第 15 条第 1 項（輸出証明書の発行に関する手続に係る部分を除く。）及び第 53 条（輸出証明書の発行に関する事項に限る。）における主務大臣は、別表 1、別表 2 及び別表 3 の輸出証明書の発行の欄に掲げる別紙ごとにそれぞれ定めるとおりとする。(主務省令第 55 条関係)</p> <p>5 その他</p> <p>1 から 3 までに定める輸出証明書の申請・発給は、別に定める場合を除き、一元的な輸出証明書発給システムにより行うこと。</p> <p>第 2 適合区域の指定に関する手続</p> <p>1 主務大臣による適合区域の指定</p> <p>法第 16 条第 1 項及び第 3 項の規定に基づき主務大臣が行う適合区域の指定及びその定期的な確認並びに同条第 4 項の規定に基づく指定の取消し等に関する手続は、農林水産物又は食品の種類ごとに、別表 1 の適合区域の指定の欄に掲げる別紙に定めるとおりとする。(主務省令第 10 条及び第 13 条関係)</p> <p>2 都道府県知事等による適合区域の指定</p> <p>(1) 法第 16 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき都道府県知事等が行う適合区域の指定及びその定期的な確認並びに同条第 4 項の規定に基づく指定</p>	<p>3 登録発行機関による輸出証明書の発行</p> <p>(1) 法第 15 条第 3 項の規定に基づき登録発行機関が行う輸出証明書の発行に関する手続は、輸出証明書の種類ごとに、別表 3 の輸出証明書の発行の欄に掲げる別紙に定めるとおりとする。(主務省令第 6 条関係)</p> <p>(2) 主務大臣は、法第 53 条第 1 項の規定に基づき、登録発行機関から輸出証明書の発行を受けた者に対し、必要な報告の徴収、事業所等への立入調査、職員への質問等を行うことができる。</p> <p>4 主務大臣</p> <p>法第 15 条第 1 項（輸出証明書の発行に関する手続に係る部分を除く。）及び第 53 条（輸出証明書の発行に関する事項に限る。）における主務大臣は、別表 1、別表 2 及び別表 3 の輸出証明書の発行の欄に掲げる別紙ごとにそれぞれ定めるとおりとする。(主務省令第 55 条関係)</p> <p>5 その他</p> <p>1 から 3 までに定める輸出証明書の申請・発給は、別に定める場合を除き、一元的な輸出証明書発給システムにより行うこと。</p> <p>第 2 適合区域の指定に関する手続</p> <p>1 主務大臣による適合区域の指定</p> <p>法第 16 条第 1 項及び第 3 項の規定に基づき主務大臣が行う適合区域の指定及びその定期的な確認並びに同条第 4 項の規定に基づく指定の取消し等に関する手続は、農林水産物又は食品の種類ごとに、別表 1 の適合区域の指定の欄に掲げる別紙に定めるとおりとする。(主務省令第 10 条及び第 13 条関係)</p> <p>2 都道府県知事等による適合区域の指定</p> <p>(1) 法第 16 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき都道府県知事等が行う適合区域の指定及びその定期的な確認並びに同条第 4 項の規定に基づく指定</p>
---	---

の取消し等に関する手続は、農林水産物又は食品の種類ごとに、別表 2 の適合区域の指定の欄に掲げる別紙に定めるとおりとする。(主務省令第 12 条及び第 13 条関係)

- (2) 都道府県知事等は、適合区域の指定若しくはその取消し又は当該適合区域の変更を行った場合は、法第 16 条第 5 項の規定に基づき、別添様式 3 により、1 か月以内に主務大臣にその旨を報告するものとする。ただし、(1) に規定する別紙において定められた様式等がある場合は当該様式等を用いること。(主務省令第 14 条関係)

3 主務大臣

法第 16 条 (適合区域の指定及び確認に関する手続に係る部分を除く。) における主務大臣は、別表 1 及び別表 2 の適合区域の指定の欄に掲げる別紙ごとにそれぞれ定めるとおりとする。(主務省令第 55 条関係)

第 3 適合施設の認定に関する手続

1 主務大臣による適合施設の認定

- (1) 法第 17 条第 1 項及び第 4 項の規定に基づき主務大臣が行う適合施設の認定及びその定期的な確認並びに同条第 5 項の規定に基づく認定の取消し等に関する手続は、農林水産物又は食品の種類ごとに、別表 1 の適合施設の認定の欄に掲げる別紙に定めるとおりとする。(主務省令第 16 条及び第 21 条関係)

(2) 法第 17 条第 1 項の規定に基づき主務大臣から施設の認定を受けようとする者が、情報通信技術活用法第 6 条第 1 項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して申請を行う場合であって、法第 17 条第 8 項の規定に基づく手数料を収入印紙で納付しようとするときは、別添様式 1 (手数料納付様式) に収入印紙を貼付し、(1) に規定する別紙ごとに定める申請書の提出先に提出するものとする。ただし、(1) に規定する別紙において定められた様式等がある場合は当該様式等を用いること。(主務省令第 16 条関係)

の取消し等に関する手続は、農林水産物又は食品の種類ごとに、別表 2 の適合区域の指定の欄に掲げる別紙に定めるとおりとする。(主務省令第 12 条及び第 13 条関係)

- (2) 都道府県知事等は、適合区域の指定若しくはその取消し又は当該適合区域の変更を行った場合は、法第 16 条第 5 項の規定に基づき、別添様式 2 により、1 か月以内に主務大臣にその旨を報告するものとする。ただし、(1) に規定する別紙において定められた様式等がある場合は当該様式等を用いること。(主務省令第 14 条関係)

3 主務大臣

法第 16 条 (適合区域の指定及び確認に関する手続に係る部分を除く。) における主務大臣は、別表 1 及び別表 2 の適合区域の指定の欄に掲げる別紙ごとにそれぞれ定めるとおりとする。(主務省令第 55 条関係)

第 3 適合施設の認定に関する手続

1 主務大臣による適合施設の認定

- (1) 法第 17 条第 1 項及び第 4 項の規定に基づき主務大臣が行う適合施設の認定及びその定期的な確認並びに同条第 5 項の規定に基づく認定の取消し等に関する手続は、農林水産物又は食品の種類ごとに、別表 1 の適合施設の認定の欄に掲げる別紙に定めるとおりとする。(主務省令第 16 条及び第 21 条関係)

(新設)

(3) 主務大臣は、法第 53 条第 1 項の規定に基づき、主務大臣から認定を受けた適合施設の設置者等に対し、必要な報告の徴収、事業所等への立入調査、職員への質問等を行うことができる。

(4) 主務大臣から認定を受けた適合施設の設置者等が、主務大臣による報告の徴収等について、忌避、虚偽の答弁等をしたときは、主務大臣は、法第 53 条第 5 項の規定に基づき、自らが行った適合施設の認定を取り消すことができる。

2 都道府県知事等による適合施設の認定

(1) 法第 17 条第 2 項及び第 4 項の規定に基づき都道府県知事等が行う適合施設の認定及びその定期的な確認並びに同条第 5 項の規定に基づく認定の取消し等に関する手続は、農林水産物又は食品の種類ごとに、別表 2 の適合施設の認定の欄に掲げる別紙に定めるとおりとする。(主務省令第 18 条及び第 21 条関係)

(2) 主務大臣又は都道府県知事等は、法第 53 条第 1 項又は第 2 項の規定に基づき、都道府県知事等から認定を受けた適合施設の設置者等に対し、必要な報告の徴収、事業所等への立入調査、職員への質問等を行うことができる。

(3) 都道府県知事等から認定を受けた適合施設の設置者等が、主務大臣又は都道府県知事等による報告の徴収等について、忌避、虚偽の答弁等をしたときは、都道府県知事等は、法第 53 条第 5 項の規定に基づき、自らが行った適合施設の認定を取り消すことができる。

(4) 都道府県知事等は、適合施設の認定又はその取消しを行った場合は、法第 17 条第 6 項 (法第 53 条第 6 項において準用する場合を含む。) の規定に基づき、別添様式 4 により、1 か月以内に主務大臣にその旨を報告するものとする。ただし、(1) に規定する別紙において定められた様式等がある場合は当該様式等を用いること。(主務省令第 22 条関係)

3 登録認定機関による適合施設の認定

(2) 主務大臣は、法第 53 条第 1 項の規定に基づき、主務大臣から認定を受けた適合施設の設置者等に対し、必要な報告の徴収、事業所等への立入調査、職員への質問等を行うことができる。

(3) 主務大臣から認定を受けた適合施設の設置者等が、主務大臣による報告の徴収等について、忌避、虚偽の答弁等をしたときは、主務大臣は、法第 53 条第 5 項の規定に基づき、自らが行った適合施設の認定を取り消すことができる。

2 都道府県知事等による適合施設の認定

(1) 法第 17 条第 2 項及び第 4 項の規定に基づき都道府県知事等が行う適合施設の認定及びその定期的な確認並びに同条第 5 項の規定に基づく認定の取消し等に関する手続は、農林水産物又は食品の種類ごとに、別表 2 の適合施設の認定の欄に掲げる別紙に定めるとおりとする。(主務省令第 18 条及び第 21 条関係)

(2) 主務大臣又は都道府県知事等は、法第 53 条第 1 項又は第 2 項の規定に基づき、都道府県知事等から認定を受けた適合施設の設置者等に対し、必要な報告の徴収、事業所等への立入調査、職員への質問等を行うことができる。

(3) 都道府県知事等から認定を受けた適合施設の設置者等が、主務大臣又は都道府県知事等による報告の徴収等について、忌避、虚偽の答弁等をしたときは、都道府県知事等は、法第 53 条第 5 項の規定に基づき、自らが行った適合施設の認定を取り消すことができる。

(4) 都道府県知事等は、適合施設の認定又はその取消しを行った場合は、法第 17 条第 6 項 (法第 53 条第 6 項において準用する場合を含む。) の規定に基づき、別添様式 3 により、1 か月以内に主務大臣にその旨を報告するものとする。ただし、(1) に規定する別紙において定められた様式等がある場合は当該様式等を用いること。(主務省令第 22 条関係)

3 登録認定機関による適合施設の認定

- (1) 法第 17 条第 3 項及び第 4 項の規定に基づき登録認定機関が行う適合施設の認定及びその定期的な確認並びに同条第 5 項の規定に基づく認定の取消し等に関する手続は、農林水産物又は食品の種類ごとに、別表 4 に掲げる別紙に定めるとおりとする。(主務省令第 20 条及び第 21 条関係)
- (2) 主務大臣は、法第 53 条第 1 項の規定に基づき、登録認定機関から認定を受けた適合施設の設置者等に対し、必要な報告の徴収、事業所等への立入調査、職員への質問等を行うことができる。
- (3) 登録認定機関は、適合施設の認定又はその取消しを行った場合は、法第 17 条第 6 項の規定に基づき、別添様式 4 により、1 か月以内に主務大臣にその旨を報告するものとする。ただし、(1) に規定する別紙において定められた様式等がある場合は当該様式等を用いること。(主務省令第 22 条関係)

4 主務大臣

法第 17 条（適合施設の認定及び確認に関する手続に係る部分を除く。）及び第 53 条（適合施設の認定及び確認に関する事項に限る。）における主務大臣は、別表 1、別表 2 及び別表 4 の適合施設の認定の欄に掲げる別紙ごとにそれぞれ定めるとおりとする。(主務省令第 55 条関係)

5 その他

1 から 3 までに定める適合施設の認定に係る手続は、別に定める場合を除き、一元的な輸出証明書発給システムにより行うこと。

第 4 登録発行機関及び登録認定機関の登録等に関する手続

1 登録発行機関の登録等に関する手続

法第 5 章第 2 節に規定する登録発行機関の登録の申請、登録発行機関の業務を適確に行うための基準、登録発行機関の発行に関する業務の方法に関する基準、登録発行機関の業務規程の規定事項その他の登録発行機関の登録等

- (1) 法第 17 条第 3 項及び第 4 項の規定に基づき登録認定機関が行う適合施設の認定及びその定期的な確認並びに同条第 5 項の規定に基づく認定の取消し等に関する手続は、農林水産物又は食品の種類ごとに、別表 4 に掲げる別紙に定めるとおりとする。(主務省令第 20 条及び第 21 条関係)
- (2) 主務大臣は、法第 53 条第 1 項の規定に基づき、登録認定機関から認定を受けた適合施設の設置者等に対し、必要な報告の徴収、事業所等への立入調査、職員への質問等を行うことができる。
- (3) 登録認定機関は、適合施設の認定又はその取消しを行った場合は、法第 17 条第 6 項の規定に基づき、別添様式 3 により、1 か月以内に主務大臣にその旨を報告するものとする。ただし、(1) に規定する別紙において定められた様式等がある場合は当該様式等を用いること。(主務省令第 22 条関係)

4 主務大臣

法第 17 条（適合施設の認定及び確認に関する手続に係る部分を除く。）及び第 53 条（適合施設の認定及び確認に関する事項に限る。）における主務大臣は、別表 1、別表 2 及び別表 4 の適合施設の認定の欄に掲げる別紙ごとにそれぞれ定めるとおりとする。(主務省令第 55 条関係)

5 その他

1 から 3 までに定める適合施設の認定に係る手続は、別に定める場合を除き、一元的な輸出証明書発給システムにより行うこと。

第 4 登録発行機関及び登録認定機関の登録等に関する手続

1 登録発行機関の登録等に関する手続

法第 5 章第 2 節に規定する登録発行機関の登録の申請、登録発行機関の業務を適確に行うための基準、登録発行機関の発行に関する業務の方法に関する基準、登録発行機関の業務規程の規定事項その他の登録発行機関の登録等

の手續に関する事項は、別添 1 に定めるとおりとする。(主務省令第 24 条から第 35 条まで関係)

2 登録認定機関の登録等に関する手續

法第 5 章第 3 節に規定する登録認定機関の登録の申請、登録認定機関の業務を適確に行うための基準、登録認定機関の認定等に関する業務の方法に関する基準、登録認定機関の業務規程の規定事項その他の登録認定機関の登録等の手續に関する事項は、別添 2 に定めるとおりとする。(主務省令第 36 条から第 47 条まで関係)

第 5 留意事項

主務大臣及び都道府県知事等は、法第 11 条から第 13 条までの規定に基づき、事業者が行う輸出のための取組を促進するため、相互に連携を図りながら協力し、輸出証明書の発行等に必要な手續の整備、事業者への情報の提供及び助言等に努めなければならない。

第 6 改正手續

1 別表 1 から別表 4 までに掲げる別紙の規定については、当該別紙ごとにそれぞれ定める主務大臣及び農林水産大臣が改正することができるものとする。

2 別表 1 から別表 4 まで、別紙リスト並びに別添 1 及び別添 2 の規定については、農林水産大臣が単独で改正することができるものとする。

附 則

当面の間は、一元的な輸出証明書発給システムによらない従来の方法による申請等も受け付ける。

の手續に関する事項は、別添 1 に定めるとおりとする。(主務省令第 24 条から第 35 条まで関係)

2 登録認定機関の登録等に関する手續

法第 5 章第 3 節に規定する登録認定機関の登録の申請、登録認定機関の業務を適確に行うための基準、登録認定機関の認定等に関する業務の方法に関する基準、登録認定機関の業務規程の規定事項その他の登録認定機関の登録等の手續に関する事項は、別添 2 に定めるとおりとする。(主務省令第 36 条から第 47 条まで関係)

第 5 留意事項

主務大臣及び都道府県知事等は、法第 11 条から第 13 条までの規定に基づき、事業者が行う輸出のための取組を促進するため、相互に連携を図りながら協力し、輸出証明書の発行等に必要な手續の整備、事業者への情報の提供及び助言等に努めなければならない。

第 6 改正手續

1 別表 1 から別表 4 までに掲げる別紙の規定については、当該別紙ごとにそれぞれ定める主務大臣及び農林水産大臣が改正することができるものとする。

2 別表 1 から別表 4 まで、別紙リスト並びに別添 1 及び別添 2 の規定については、農林水産大臣が単独で改正することができるものとする。

附 則

当面の間は、一元的な輸出証明書発給システムによらない従来の方法による申請等も受け付ける。

別添様式 1

(新設)

年 月 日

(申請書に記載の日付を記載すること)

宛

(別紙ごとに定める申請書の提出先を記載すること)

(申請者)

住所

氏名

電話番号

申請番号

(法人にあっては、その所在地、名称及び代表者の氏名)

輸出証明書の発行又は適合施設の認定に係る収入印紙の貼付

収入印紙貼付欄

(手数料に相当する額の収入印紙を貼付。消印をしないこと。)

別添様式 2

年 月 日

財務大臣

厚生労働大臣

農林水産大臣

都道府県知事又は保健所
設置市若しくは特別区の
長

輸出証明書の取消しの報告について

農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律施行規則第 57 条の規定に基づき、下記のとおり輸出証明書の取消しについて報告します。

記

別添様式 1

年 月 日

財務大臣

厚生労働大臣

農林水産大臣

都道府県知事又は保健所
設置市若しくは特別区の
長

輸出証明書の取消しの報告について

農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律施行規則第 57 条の規定に基づき、下記のとおり輸出証明書の取消しについて報告します。

記

輸出証明書の種類	輸出先国	農林水産物 又は食品の 種類	輸出証明書の発行及び その取消しを受けた者		取消しの理由
			名称	住所	

輸出証明書の種類	輸出先国	農林水産物 又は食品の 種類	輸出証明書の発行及び その取消しを受けた者		取消しの理由
			名称	住所	

別添様式 3

年 月 日

厚生労働大臣

農林水産大臣

都道府県知事又は保健所設置市若しくは特別区長の長

適合区域の [指定・取消し・変更] の報告について

農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律第 16 条第 5 項の規定に基づき、下記のとおり適合区域の [指定・取消し・変更] について報告します。

記

区域名称	番号	住所	指定日・取消し	取消し又は変更の理由*
------	----	----	---------	-------------

別添様式 2

年 月 日

厚生労働大臣

農林水産大臣

都道府県知事又は保健所設置市若しくは特別区長の長

適合区域の [指定・取消し・変更] の報告について

農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律第 16 条第 5 項の規定に基づき、下記のとおり適合区域の [指定・取消し・変更] について報告します。

記

区域名称	番号	住所	指定日・取消し	取消し又は変更の理由*
------	----	----	---------	-------------

			日・変更 日	

*取消し又は変更の場合に記入すること。

(注) 必要に応じ、表の幅を調整して差し支えない。

			日・変更 日	

*取消し又は変更の場合に記入すること。

(注) 必要に応じ、表の幅を調整して差し支えない。

別添様式 4

年 月 日

厚生労働大臣

農林水産大臣

都道府県知事又は保健所設置市
若しくは特別区の長
登録認定機関の氏名（法人の場
合にあっては登録認定機関の名
称及び代表者の氏名）

適合施設の [認定・取消し] の報告について

農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律第 17 条第 6 項（第 53 条第 6 項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、下記のとおり適合施設の [認定・取消し] について報告します。

記

別添様式 3

年 月 日

厚生労働大臣

農林水産大臣

都道府県知事又は保健所設置市若
しくは特別区の長
登録認定機関の氏名（法人の場
合にあっては登録認定機関の名称及
び代表者の氏名）

適合施設の [認定・取消し] の報告について

農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律第 17 条第 6 項（第 53 条第 6 項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、下記のとおり適合施設の [認定・取消し] について報告します。

記

申請者の氏名及び住所（法人にあってはその名称及び所在地）	施設の名称及び所在地	認定番号	認定日・取消し日	取消しの理由 *

*取消しの場合に記入すること。

(注) 必要に応じ、表の幅を調整して差し支えない。

申請者の氏名及び住所（法人にあってはその名称及び所在地）	施設の名称及び所在地	認定番号	認定日・取消し日	取消しの理由 *

*取消しの場合に記入すること。

(注) 必要に応じ、表の幅を調整して差し支えない。